

監査公表第12号(平成29年5月12日、県公報第3891号登載)
県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知(平成28年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告(平成28年11月14日28監総第509号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月12日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

28 県土総第 2211 号

平成 29 年 3 月 24 日

福岡県監査委員 山下 郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 岩元 一儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 28 年 11 月 14 日 28 監総第 509 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
飯塚県土整備事務所	河川堤防占使用料において、調定が遅延していた。	占使用者に係るデータを一元管理し、調定の際には調定漏れがないかを複数人でチェックを行うことにより、再発防止を図る。

注意事項に対する措置

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>水利使用料において、調定が遅延していた。</p>	<p>占使用者に係るデータを一元管理し、調定の際には調定漏れがないかを複数人でチェックを行うことにより、再発防止を図る。</p>
	<p>道路舗装補修工事において、路面切削の施工規模の適用条件及び産業廃棄物の数量等を誤ったため、積算過大となっていた。</p>	<p>積算業務において、チェックシートの活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。</p> <p>また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。</p>
	<p>橋梁補修工事において、施工地域区分を誤ったため、積算過小となっていた。</p>	<p>積算業務において、チェックシートの活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。</p> <p>また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。</p>
	<p>道路改良工事において、コンクリート舗装工及び張コンクリート工の単価を誤ったため、積算過小となっていた。</p>	<p>積算業務において、チェックシートの活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。</p> <p>また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。</p>